

件名	県内のバリアフリーについて
受付日	令和3年12月14日
ご意見・ご提案の概要	<p>県内の“バリアフリー”とは名ばかりで、車椅子での移動は非常に不便であると実感している。</p> <p>歩道は狭く舗装が不十分で、傾斜があり暗い。そこを自転車が我が物顔で通行する。また、車椅子マークがあるにも関わらず、一言も声をかけないなど、態度の悪いバスの運転手もいる。</p> <p>本物のバリアフリー、弱者に優しい県になってほしい。</p>
県の考え方	<p>県では、「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、県民のみなさまの福祉のまちづくりに関する理解と意識の高揚や、みなさまが安全かつ快適に利用できるよう公共的施設等の整備を促進しております。</p> <p>歩道及び自転車通行については、引き続き歩行空間及び自転車通行空間の整備に努めるとともに、児童・幼児、70歳以上の方など歩道を自転車で通行することが可能な場合もあるため、交通ルール・マナーの周知啓発を図ってまいります。</p> <p>また、交通事業者やコミュニティバスを運行する市町村に対しては、折に触れて、バス運転手の意識改革を図るなどの適切な対応がなされるよう働きかけてまいります。</p>
担当課	環境生活部 県民生活課 健康福祉部 地域福祉課 県土整備部 道路維持課 都市建築部 公共交通課